



® 平成30年 8 月 1 日(水)

No. 14742 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例②
未登録著名商標の保護に関する研究……………(1)

☆特許事務所紹介(暑中見舞い)……………(9)
☆[春宵一刻] 天日塩の技術革新……………(12)

中国2017年知財に関する重要判例②

未登録著名商標の保護に関する研究

—商務印書館有限公司と華語教学出版社有限責任会社の商標権侵害紛争、不正競争紛争事件について—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 陳傑 李琦

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

III 未登録著名商標の保護に関する研究

おわりに



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話：03-5715-8651(代) FAX：03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則

会長 弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次

副所長 弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克
弁理士 浅平下 村山中 昌啓克

弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一
弁理士 山亀大岩 口岡塚見 康幹一

浅村法律事務所
所長 弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘

電話：03-5715-8640(代) FAX：03-3540-1997 E-mail：law@asamura.jp
弁理士 後藤晴男 弁理士 松川直樹 弁理士 和田研史

はじめに

本件は、最高人民法院が発表した2017年中国法院10大知識産権事件の1つであり、未登録著名商標の保護に関する典型的事例である。「新華字典」は新中国初の現代中国語辞典であり、新中国初の白話で釈義・用例を記したポケット版の中国語レファレンスブックでもある。1957年から現在にかけて、商務印書館は、『新華字典』を第11版まで出版し続けてきた。本件において、法院は、「新華」という言葉は強い政治的色彩と国家の意思を持っているが、商務印書館の60年の長い経営及び使用により、消費者の間に「新華字典」と商務印書館との唯一の対応関係が形成されていると判断した。法院は、当該商標に対する公衆の認知度、当該商標の使用継続期間、当該商標のあらゆる宣伝活動の期間、程度及びその地域範囲、著名商標として保護を受けた記録等様々な要素を考慮し、「新華字典」が未登録著名商標に該当すると認定した。本件で、「新華字典」のような製品とブランドの混合属性を同時に有する商品名称は商標としての顕著な特徴を有するか否かの裁判基準を確立した。本文では、事件の経緯及び争点を紹介しながら、未登録著名商標の認定及び保護について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

一審原告：商務印書館有限公司（以下、「商務印書館」という）

一審被告：華語教学出版社有限責任公司（以下、「華語出版社」という）

判決の情報

一審 北京知識産権法院（2016）京73民初277号民事判決書

2. 事件の経緯

商務印書館は1897年に設立した出版社である。同社により出版された『辞源』、『新華字典』、『現代中国語詞典』、『英華大詞典』等の中国語・外国語辞書は市場から広く歓迎されている。1957年6

月に同社は、新中国初の現代中国語辞典であり、新中国初の白話で釈義・用例を記したポケット版の中国語レファレンスブックでもある『新華字典』の第1版（以下、「商務新1版」という）を出版した。1957年から現在にかけて、商務印書館は、『新華字典』を第11版まで出版し続けてきた。統計によると、商務印書館は商務新1版を出版してから、現在にかけて『新華字典』の発行数が5億冊を超えた。第三者の北京開卷情報技術有限公司が統計した商務印書館出版の『新華字典』の「辞書類」図書市場における市場シェアデータによれば、2010年～2015年の平均市場シェアは50%を超えた。長年来、『新華字典』の各バージョンは広く評価されており、例えば、1999年に第3回国家辞書賞特別賞、第4回国家図書賞榮譽賞、2001年に全国優秀ベストセラー「文化教育類」ランキング第1位、2013年に中国出版政府賞図書賞ノミネート賞など、多くの賞を受賞している。また、2016年4月に「最も人気のある字典」ギネス世界記録及び「最も売れている書籍」ギネス世界記録等を獲得した。

商務印書館は、華語出版社が無断に「新華字典」の文字を使用した『實用新華字典』（全新版）、『實用新華字典』（修訂本）、『学生新華字典』（双色全新版）、『学生新華字典』（全新大字本）、『小学生新華字典』（全新版）等の辞書を製造・販売していることを発見した。そして、華語出版社が出版した字典の一部と商務印書館が先に出版した『新華字典』（第11版）の特有の包装、装飾は極めて類似している。

商務印書館は、華語教学出版社の行為が、商務印書館の未登録著名商標「新華字典」（第11版）を侵害しており、また、有名商品である『新華字典』（第11版）の特有の包装、装飾を華語出版社が使用する行為が不正競争に該当するとして、商標権侵害及び不正競争行為の即時差止め、影響解消、経済損害の賠償を求めて提訴した。また、商務印書館は、「新華字典」が未登録著名商標として認定されるべきであると主張した。

法院は、以下のとおり判示した。

「新華字典」は、特定の歴史的起源、発展過程、長期にわたる唯一の提供主体及び客観的な市場構成を有しており、製品とブランドの混合属性を有